



宮 崎 県 公 報

令和元年10月21日(月曜日) 第49号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

規 則

○宮崎県における自然環境の保護と創出に関する
条例施行規則の一部を改正する規則……………(自然環境課) 1

告 示

○民有林の保安林の指定(2件)……………(自然環境課) 2
○民有林の保安林の指定予定……………(“ ”) 2

頁

公 告

○保安林の指定予定の通知(2件)……………(自然環境課) 3
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知……………(“ ”) 3
○道路の区域の変更(9件)……………(道路保全課) 3
○道路の供用の開始(3件)……………(“ ”) 5
○大規模小売店舗の新設に関する届出……………(商工政策課) 5
○土地改良区の定款変更の認可……………(農村整備課) 6
○宅地建物取引業法に基づく宅地建物取引業者の
業務停止の命令……………(建築住宅課) 6

規 則

宮崎県における自然環境の保護と創出に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和元年10月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第19号

宮崎県における自然環境の保護と創出に関する条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県における自然環境の保護と創出に関する条例施行規則(昭和48年宮崎県規則第48号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
(公共施設における緑地の基準)		(公共施設における緑地の基準)	
第2条 条例第16条第1項の規則で定める緑地の基準は、次の表の左欄に掲げる公共施設の区分に応じ、同表の中欄に掲げる緑地対象地の面積に、それぞれ同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た面積以上とする。		第2条 条例第16条第1項の規則で定める緑地の基準は、次の表の左欄に掲げる公共施設の区分に応じ、同表の中欄に掲げる緑地対象地の面積に、それぞれ同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た面積以上とする。	
公共施設 の区分	緑地対象地	公共施設 の区分	緑地対象地
[略]		[略]	
集団公営 住宅	集団公営住宅の敷地面積に1から建築物の建築面積の敷地面積に対する割合(以下「 <u>建べい率</u> 」という。)を控除して得た数値を乗じて得たもの	集団公営 住宅	集団公営住宅の敷地面積に1から建築物の建築面積の敷地面積に対する割合(以下「 <u>建蔽率</u> 」という。)を控除して得た数値を乗じて得たもの
学校	学校の敷地面積に1から <u>建べい率</u> を控除して得た数値を乗じて得たもの	学校	学校の敷地面積に1から <u>建蔽率</u> を控除して得た数値を乗じて得たもの
庁舎等	庁舎等の敷地面積に1から <u>建べい率</u> を控除して得た数値を乗じて得たもの	庁舎等	庁舎等の敷地面積に1から <u>建蔽率</u> を控除して得た数値を乗じて得たもの
2 前項及び第5条の <u>建べい率</u> は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第5条の規定により指定された都市計画区域内にあっては建築基準法(昭和25年法律第201号)第53条の規定により定められる建築物の建築面積の敷地面積に対する割合(第一種住居専用地域の区域内にあっては10分の6)とし、都市計画区域に含まれない区域内にあっては10分の7とする。		2 前項及び第5条の <u>建蔽率</u> は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第5条の規定により指定された都市計画区域内にあっては建築基準法(昭和25年法律第201号)第53条の規定により定められる建築物の建築面積の敷地面積に対する割合(第一種住居専用地域の区域内にあっては10分の6)とし、都市計画区域に含まれない区域内にあっては10分の7とする。	
(事業場における緑地の基準)		(事業場における緑地の基準)	
第5条 条例第17条第1項の規則で定める事業場の緑地の基準は、次の各号に掲げる事業場の区分に応じ、当該事業場の敷地面積に		第5条 条例第17条第1項の規則で定める事業場の緑地の基準は、次の各号に掲げる事業場の区分に応じ、当該事業場の敷地面積に	

1 から建ぺい率を控除して得た数値を乗じて得た面積に、それぞれ当該各号に掲げる割合を乗じて得た面積以上とする。

(1)・(2) [略]

様式第13号(第24条関係)

(表)

[略]

(裏)

[略]

(注)用紙の大きさは、日本工業規格B8とする。

様式第17号(第49条関係)

(表)

[略]

(裏)

[略]

(注)用紙の大きさは、日本工業規格B列8番とする。

様式第18号(第49条関係)

(表)

[略]

(裏)

[略]

(注)用紙の大きさは、日本工業規格B列8番とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

宮崎県告示第421号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

令和元年10月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 民有林の保安林の所在場所 日南市大字酒谷字大谷上甲2847(次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第422号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

令和元年10月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 民有林の保安林の所在場所 日南市南郷町津屋野字山之田2820-1(次の図に示す部分に限る。)

1 から建蔽率を控除して得た数値を乗じて得た面積に、それぞれ当該各号に掲げる割合を乗じて得た面積以上とする。

(1)・(2) [略]

様式第13号(第24条関係)

(表)

[略]

(裏)

[略]

(注)用紙の大きさは、日本産業規格B列8番とする。

様式第17号(第49条関係)

(表)

[略]

(裏)

[略]

(注)用紙の大きさは、日本産業規格B列8番とする。

様式第18号(第49条関係)

(表)

[略]

(裏)

[略]

(注)用紙の大きさは、日本産業規格B列8番とする。

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第423号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

令和元年10月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 民有林の保安林予定森林の所在場所 日南市南郷町榎原字穴ノ久保乙2119・乙2120・乙2121-4(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 424号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和元年10月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 保安林予定森林の所在場所 延岡市北方町二股字中藪亥 514-26、字元屋敷亥 612-26、亥 612-74
- 指定の目的 水源の^{かん}涵養
- 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 425号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和元年10月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 保安林予定森林の所在場所 児湯郡高鍋町大字持田字宮ヶ谷4109-3・4117(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに高鍋町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 426号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和元年10月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 日南市南郷町榎原字穴ノ久保乙2117-1・乙2118から乙2120・乙2121-4(以上5筆について次の図に示す部分に限る。)

- 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

- 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 427号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和元年10月21日から同年11月5日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年10月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
	国道	218号	延岡市北方町川水流字上ノ水流卯1810番 129地先から同市同町川水流同字卯1810番 129地先まで	旧	13.2~15.4	8.6
				新	29.2~55.1	8.6

宮崎県告示第 428号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和元年10月21日から同年11月5日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年10月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
19	県道	石河内高城高鍋線	児湯郡木城町大字石河内尾鈴国有	旧	7.7~38.0	34.0

			林 245林班 わ小班から 同郡同町同 大字尾鈴国 有林 245林 班わ小班ま で	新	8.9～ 49.7	34.0
--	--	--	---	---	--------------	------

宮崎県告示第 429号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和元年10月21日から同年11月5日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年10月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延長 (メートル)
26	県道	宮崎須 木線	小林市須木 下田字坂元 谷 112番 1 21から同市 須木下田同 字 112番 1 21まで	旧	6.2～ 20.6	123.0
				新	12.0～ 26.2	123.0

宮崎県告示第 430号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和元年10月21日から同年11月5日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年10月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延長 (メートル)
26	県道	宮崎須 木線	小林市須木 下田字坂元 谷 112番 1 21から同市 須木下田同 字 112番 1 21まで	旧	5.6～ 24.2	39.6
				新	11.5～ 29.9	39.6

宮崎県告示第 431号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和元年10月21日から同年11月5日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年10月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延長 (メートル)
26	県道	宮崎須 木線	小林市須木 下田字坂元 谷 112番 1 81から同市 須木下田同 字 112番 1 79まで	旧	9.6～ 25.2	113.2
				新	14.2～ 31.1	113.2

宮崎県告示第 432号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和元年10月21日から同年11月5日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年10月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延長 (メートル)
26	県道	宮崎須 木線	小林市須木 下田字坂元 谷 112番 1 85から同市 須木下田同 字 112番 1 85まで	旧	5.3～ 18.5	155.8
				新	11.3～ 21.8	161.0

宮崎県告示第 433号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和元年10月21日から同年11月5日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年10月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延長 (メートル)
26	県道	宮崎須 木線	小林市須木 下田字坂元 谷 112番 2 57から同市 須木下田同 字 112番 2 57まで	旧	24.4～ 27.2	80.0
				新	27.8～ 36.2	80.0

宮崎県告示第434号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和元年10月21日から同年11月5日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年10月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
26	県道	宮崎須木線	小林市須木下田字坂元谷112番310から同市須木下田同字112番310まで	旧	6.8～31.3	73.0
				新	16.3～36.9	73.0

宮崎県告示第435号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和元年10月21日から同年11月5日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年10月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
313	県道	杉安高鍋線	児湯郡高鍋町大字上江字北牛牧7515番2から同郡同町同大字同字7603番1地先まで	旧	6.7～18.3	974.4
				新	10.8～18.3	974.4

宮崎県告示第436号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和元年10月21日から同年11月5日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年10月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	218号	延岡市北方	令和元年10月21日

町川水流字上ノ水流卯1810番129地先から同市同町川水流同字卯1810番129地先まで

宮崎県告示第437号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和元年10月21日から同年11月5日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年10月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
26	県道	宮崎須木線	小林市須木下田字坂元谷112番121から同市須木下田同字112番121まで	令和元年10月21日

宮崎県告示第438号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和元年10月21日から同年11月5日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年10月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
26	県道	宮崎須木線	小林市須木下田字坂元谷112番257から同市須木下田同字112番257まで	令和元年10月21日

公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出

書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和元年10月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーセナートライアル日向日知屋店
日向市大字日知屋字加賀側3389番1
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 石橋亮太
福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号
- 3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 石橋亮太
福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
令和2年7月3日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
4,314㎡
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
建物敷地内 376台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
建物南西側 70台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
建物南東側 120㎡(荷さばき施設No.1)
建物南東側 80㎡(荷さばき施設No.2)
合計 200㎡
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物内南東側 54.28㎡
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
24時間
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
24時間
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
2箇所 建物敷地南側
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24時間
- 8 届出年月日
令和元年10月8日
- 9 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
 - (1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
 - (2) 期間
令和元年10月21日から令和2年2月21日まで
- 10 意見書の提出先及び期間
 - (1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

(2) 期間

令和元年10月21日から令和2年2月21日まで

11 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、日之影土地改良区(日之影町)から令和元年9月5日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和元年10月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第65条第2項の規定による処分をしたので、同法第70条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和元年10月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 処分を受けた宅地建物取引業者

- (1) 免許証番号 宮崎県知事(2)第4638号
- (2) 商号又は名称 株式会社総研コンサル
- (3) 代表者の氏名 代表取締役 長友 岳夫
- (4) 主たる事務所の所在地 宮崎市旭2-1-5

2 処分した年月日

令和元年10月12日

3 処分の内容

業務停止7日間

4 適用条項

宅地建物取引業法第31条の3第3項